

平成25年1月30日

乾式複写機の設置をする者の募集について（公告）

高松高等裁判所国有財産事務分掌者
高松高等裁判所事務局長 松 本 利 幸
高松地方裁判所国有財産事務分掌者
高松地方裁判所長 小佐田 潔
高松家庭裁判所国有財産事務分掌者
高松家庭裁判所長 岡 原 剛

高松高等・地方・簡易裁判所庁舎等の一部において、有償による使用許可を受け、乾式複写機を設置する方を募集します。

応募しようとする方は、下記の要領により企画提案書を提出してください。

記

1 件名

高松高等・地方・簡易裁判所庁舎等における使用許可（乾式複写機の設置）の相手方の選定

2 募集の趣旨

事件記録等の謄写の用に供するため、高松高等・地方・簡易裁判所庁舎等の一部について、乾式複写機を設置させる前提で使用許可（有償）をするに当たり、使用許可を受けようとする者（法人であると個人であるとを問わない。）を広く募集し、提出された企画提案書の優劣により使用許可をする相手方を選定することを目的とするものである。

3 使用許可の場所

- (1) 高松市丸の内1-36
高松高等・地方・簡易裁判所庁舎
 - (2) 高松市丸の内2-27
高松家庭・簡易裁判所庁舎
 - (3) 香川県丸亀市大手町3-4-1
高松地方・家庭裁判所丸亀支部、丸亀簡易裁判所庁舎
 - (4) 香川県観音寺市観音寺町甲2804-1
高松地方・家庭裁判所観音寺支部、観音寺簡易裁判所庁舎
- 詳細は企画提案募集要領を参照のこと

4 使用許可の条件内容

使用許可を受けた者は、使用許可を受けた場所において、自らが提出した企画提案書の内容に従い、乾式複写機を設置する。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

5 企画提案書の作成及び提出に係る事項

(1) 企画提案募集要領の交付

ア 交付期間

平成25年1月30日（水）から同年2月12日（火）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時30分から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

高松高等裁判所事務局会計課営繕係

高松市丸の内1-36 電話（直通 087-851-1647）

ウ 交付方法

交付場所において無料で交付する（郵送による交付を希望する場合は、交付期間内に事前に必要額を問い合わせた上で、返信用切手を送付すること。）。

(2) 企画提案書の提出方法等

ア 提出期間

平成25年2月20日（水）から同月22日（金）までの午前9時30分から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

前記企画提案募集要領の交付場所と同じ。

ウ 提出方法

提出場所に持参又は郵送する方法による。

エ 提出部数 7部

6 質問及び回答

- (1) 本件の応募又は企画提案書の作成、提出に関する質問は、次の提出期限まで書面にて受け付けるので、提出場所に持参又は送付（FAX送信可）する。

ただし、手続及び企画提案書の形式についての質問は、前記企画提案募集要領の交付場所に電話で問い合わせても差し支えない。

ア 質問書の様式 日本工業規格A列4番の用紙を用いる。

イ 提出期限 平成25年2月14日（木）午後3時まで

ウ 提出場所 前記企画提案募集要領の交付場所と同じ。

- (2) 回答書は、平成25年2月18日（月）までに適宜の方法（郵送又はFAX送信等）により送付する。

- (3) 現場案内を希望する場合は、事前に高松高等裁判所事務局会計課営繕係に電話連絡をした上で日程調整をすること。

7 使用許可をする相手方を選定するための手順

- (1) 応募者の参加資格として、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事

務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同法第2条第6号に規定する暴力団員又は第32条第1項第2号ないし第4号に規定する者及び団体をいう。以下同じ。)ではないこと。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしている者ではないこと。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを利用するなどしている者ではないこと。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

カ 暴力団又は暴力団員等及びイからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

(2) 応募者は、(1)の要件を満たすこと及び将来的に当該要件に反することはない旨を誓約し、使用許可後に誓約が虚偽であることが判明し、又は(1)の要件に反することとなった場合、当該使用許可の取消しをされても異議を申し立てない旨を明記した別添の誓約書を提出すること。

(3) (1)及び(2)の各要件を満たした上で提出した企画提案書が、次の一つに該当する応募者は欠格とする。

ア 提出場所、提出期限又は提出方法が前記5に適合しないとき。

イ 企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載事項の留意事項に適合しないとき。

ウ 虚偽の内容が記載されているとき。

(4) 欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について評価し、最も評価が高い企画提案書を提出した応募者を使用許可の相手方として選定する。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

8 その他

(1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時並びに計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。

(2) 提出された企画提案書は返却しない。

(3) 企画提案書の作成及び提出並びに本件に応募することに関わる費用は、全て応募者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリン

グを実施することがある。

誓 約 書

- ☐ 私
- ☐ 当社

は、下記の 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付け又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は第 3 2 条第 1 項第 2 号ないし第 4 号に規定する者及び団体をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員等、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

高松高等裁判所

高松高等裁判所国有財産事務分掌者 殿

高松地方裁判所

高松地方裁判所国有財産事務分掌者 殿

高松家庭裁判所

高松家庭裁判所国有財産事務分掌者 殿

平成25年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称